

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第6回）議事概要

1 日時

平成22年2月9日（火）午後1時15分から午後3時30分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），龍岡資晃，
藤田昇三，榊井成夫

（オブザーバー）

三好幹夫（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，植村稔刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

(1) 三好オブザーバー及び植村刑事局長あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった三好オブザーバー及び
植村刑事局長から，あいさつがあった。

(2) 裁判員裁判等の実施状況について

植村刑事局長から，資料2 - 1ないし2 - 5に基づき，裁判員裁判等の実施
状況について，次のとおり報告がされた。

平成21年5月21日から同年11月末日までの裁判員裁判の実施状況の
報告（資料2 - 1ないし2 - 3）

調査票の返送・回答状況等の報告（資料2 - 4）

裁判員候補者専用コールセンターの運用結果の概要等の報告（資料2 - 5）

(3) 裁判員等に対するアンケート最終報告書のイメージについて

植村刑事局長から，資料3に基づき，裁判員等に対するアンケートに関する

平成21年分の最終報告書の構成等のイメージについて報告がされ、委員から特に異論もなく了承された。

(4) 裁判員法103条による実施状況の公表イメージについて

植村刑事局長から、資料4に基づき、裁判員法103条に基づく裁判員法の実施状況に関する資料の公表（以下「103条公表」という。）について、次のとおり事務局案の説明がされた。

各項目についてグラフや図表を盛り込むほか、裁判員裁判の手の続の流れの概要を説明することで、詳しい知識のない方でも、統計データがどのような意味を持つのかを理解できるように工夫する予定であること

裁判員裁判の実施状況の全体像を提示するため、103条公表の項目を幅広に定めたことから、これを20頁程度に要約したダイジェスト版も作成し、一般国民に簡単に概要を把握してもらおう予定であること

103条公表とダイジェスト版のいずれも、ウェブサイトに掲載して公表する予定であること

(小野委員)

ダイジェスト版は103条公表の内容を要約したものということであるが、どのような基準で要約するのか。

(植村刑事局長)

ダイジェスト版では、裁判員選任手続、公判前整理手続、公判手続等といった主要な手続の流れを概観できるような全体的なデータのみを掲載し、罪名別や庁別といった詳細にわたるデータは割愛する予定である。

(藤田委員)

ダイジェスト版について、20頁程度であれば、関心のある人にとっては十分読める分量であるが、これとは別に、公表時のプレスリリース等を想定して、より簡潔な数枚程度のペーパーも用意した方がよい。

(龍岡委員)

ダイジェスト版にも，図表やグラフを多く盛り込んだ方がよい。

(酒巻委員)

103条公表は客観的な統計データを公表するものであるから，ダイジェスト版でも主要な統計データは必要である。したがって，ダイジェスト版が20頁程度の分量になることに異論はないが，読者にとって読みやすいものにする工夫は必要である。

(内田委員)

ダイジェスト版についても，手続の流れに沿って図表等を見られるようレイアウトを工夫し，文章による説明を細かく読まなくても，図表等を順に追っていくことで，おおよその流れと内容が理解できるようにするとよい。

(榊井委員)

公表する統計データの中で特に注目される重要なポイントをなるべく冒頭に簡潔に記載し，国民に読んでもらえるような工夫をするとよい。

(菅野審議官)

103条公表，ダイジェスト版及びプレスリリース用の簡潔なペーパーのレイアウト等は，本日の御意見も踏まえて，今後検討していきたい。

(小野委員)

公表方法については，ウェブサイトで公表するほか，一般人でも公表物を入手しやすいような方法を検討することはできないか。

(菅野審議官)

具体的な公表方法についても，御意見を踏まえて，今後検討したい。

(椎橋座長)

103条公表については，ダイジェスト版を含めて，事務局案で異論はないが，今後の検討課題としては，更にプレスリリース等を想定した数頁程度のペーパーを作成すること，ダイジェスト版のレイアウト等を分かりやすく工夫すること，公表方法を検討することが挙げられよう。

(5) 裁判員制度の運用に関する国民一般の受け止め・評価に関する調査項目について

植村刑事局長から、裁判員制度の運用に関する国民一般の受け止め・評価を把握するための調査について、資料5の調査項目について、平成22年1月下旬から、全国125地点において、約2000人を対象に、試行的な調査が実施されたこと、本格的な調査は、本年秋ごろに実施される予定であること等の報告がされた。

(6) 裁判員裁判における審理について

植村刑事局長から、資料6を参考にしつつ、裁判員裁判における審理について、次のとおり説明がされ、次回以降、藤田委員及び小野委員から審理に関する課題等についてのプレゼンテーションが行われることが了承された。

今後は、事実関係に深刻な争いを含むような複雑困難な事件についても、裁判員裁判による審理が行われるので、今後の裁判員裁判においては、刑事裁判の目的である真相の解明、被告人の権利保護の要請を満たしつつ、裁判員として参加する国民が審理の内容を理解し、評議において十分に意見を言えるような運用を実現していくことが、ますます重要になると思われること

裁判員裁判における審理の実情を把握し、課題を抽出するには、裁判員等に対するアンケートの結果等を分析するのみではなく、当事者である検察官及び弁護人の運用の実情についての認識を踏まえた問題意識や、その他の立場から感じている問題意識等を広く洗い出す必要があるため、今回は、審理に関する課題や問題意識を委員から自由に述べていただき、次回以降、検察官及び弁護人の立場から見た課題や対応策等について、藤田委員及び小野委員からプレゼンテーションを行っていただきたいこと

【主張について】

(藤田委員)

冒頭陳述についていえば、検察官は、裁判員がその場で聞いても分かるよ

うな簡潔な冒頭陳述を行うよう心掛けている。冒頭陳述の要旨を文章だけでなく、図表を交え、A3用紙一、二枚程度にまとめたものを配ったり、ボードやモニター等のツールを利用したりするといった技術的な工夫をしている。また、従前必ずしも争点に即した冒頭陳述とはなっていない面があったが、この点を意識して、主張を分かりやすく提示する工夫もしている。他方で、冒頭陳述を簡潔にまとめようとするあまり、重要な事実を漏らすことがないように注意している。

また、冒頭陳述は、検察官が証拠により証明すべき事実を明らかにするものであるから、検察官の意見を表明することがないように注意している。

(小野委員)

弁護人として裁判員に注目してもらいたいポイントがしっかりと絞られていけば、プレゼンテーションソフトを使おうと口頭で述べようと、裁判員には十分理解してもらえらえると思われる。しかし、弁護人は、これまでほとんど冒頭陳述を行っていなかったこともあり、被告人が犯罪事実を認めている自白事件において、裁判員にどの点に注目してもらいたいのか、十分吟味しきれていないように感じている。

(酒巻委員)

小野委員の御指摘のとおり、主張の内容が核心を突いていけば、プレゼンテーションの技術や方法に関係なく、裁判員には主張が伝わらえると思われる。

また、裁判員等に対するアンケートの結果によれば、検察官に比べて弁護人の法廷での説明が分かりにくかったとの回答が比較的多いものの、これは、これまで審理した事件のほとんどが自白事件であることが影響しているのではないか。つまり、被告人が犯罪の成立を争うような否認事件であれば、検察官と弁護人の主張が対立するので、裁判員にも判断のポイントが分かりやすいだろうが、自白事件では被告人が犯罪事実を認めているので、弁護人の情状弁護活動そのものが裁判員に理解されにくい面もあることによるのでは

ないかと思われる。

(今田委員)

被告人を訴追する立場にある検察官の説明はよく分かるが、被告人の権利を擁護する立場にある弁護人の説明は分かりにくいという状況は、問題である。被告人を弁護することは、訴追するよりも難しいとは思いますが、それならば、今後は、訴追側に打ち勝てるような強力な弁護方策を考える必要があるだろう。

(小野委員)

一般に、自白事件では、弁護人が被告人側の事情として何をアピールすべきかが難しい問題である。他方、否認事件では、ストーリー自体は理解が容易になる場合もあるだろうが、弁護人が主張をまとめるためには、事実を総合的に検討し、評価を加えるといった、手間のかかる準備が必要である。このような弁護人側の課題は、従来から指摘されてきたものであるが、裁判員裁判の実施によって、より明らかになったのではないか。日本の刑事弁護全体の水準向上が必要である。

(今田委員)

裁判官は、このような刑事弁護の実情もしん酌して審理できるが、裁判員に実情は分からない。この点も今後の課題ではないか。

(龍岡委員)

裁判員裁判では、公判前整理手続で争点を整理してから審理に臨むので、弁護人も、争点を明確にして裁判員に分かりやすいようにすべきであるとの意識は高まっているのではないか。

(小野委員)

龍岡委員が指摘された弁護人の意識の変化は相当広まってきているようだ。もっとも、刑事事件全体の中では裁判員裁判の件数は少なく、したがって弁護人の習熟度もまだ低いため、このような意識の変化が全体に浸透する

までには、もう少し時間を要するだろう。

(藤田委員)

論告についていえば、検察官は、冒頭陳述と同様の工夫をするなどして、分かりやすく簡潔に行うよう心掛けている。また、裁判員の感情に訴えるのではなく、事実に基づいた主張をすることや、冒頭陳述・立証・論告という手続の流れも踏まえて論告することを心掛けている。求刑の根拠として必要な事実を指摘するとともに、裁判体や弁護人と共通の土台で議論ができるよう、裁判所の量刑検索システムを活用しているが、裁判員が過度に量刑検索システムのデータにとらわれるのは相当ではないので、検察官としては、データの裁判員への示し方については配慮が必要であると考えている。

(小野委員)

検察官が被告人にとって有利な事情も踏まえて求刑するケースが増えている。このような場合に、弁護人としては、検察官が述べた事情を繰り返しても意味がないので、弁護人なりのポイントを訴えて弁論する必要がある。また、弁護人も、裁判所の量刑検索システムを活用し、量刑意見を述べるようになってきているが、説得力のある量刑意見を述べるには、具体的な根拠を示す必要がある。

【立証について】

(藤田委員)

証拠書類についていえば、法廷で見て聞いて分かるようにするため、直接・口頭主義の要請を尊重すべきことは一般的にはそのとおりであるが、被害者、目撃者等の負担をも考慮すれば、争いのない事実の立証には証拠書類による立証が適当である。その際は、法廷で朗読することでその場で内容が伝わる必要があるから、できるだけ証拠書類を厳選して取調べを請求するとともに、簡潔で分かりやすい内容の証拠書類が作成されるよう注意している。

死体や解剖の状況といった凄惨な写真については、取調べの必要がある場

合に、最小限度に絞って取調べを請求することになっているが、具体的にどのような場合に取調べを請求するのかは、更に検討している。また、このような写真の取調べ請求に当たっては、被害者等に対する配慮も課題であると考えている。

(小野委員)

証拠書類の内容は、後で裁判体に読み返してもらうことを念頭に置くのではなく、法廷でその朗読等を聞いて分かってもらえるようなものでなければならない。また、場合によっては、証拠書類よりも証人の供述の方が分かりやすいこともあると思われるが、この点は今後も工夫の余地があろう。

凄惨な写真については、その写真から何を立証するのか、それが事件全体の中でどのような意味があるのか、十分吟味して取調べを請求すべきであろう。

(藤田委員)

証人尋問についていえば、検察官は、短時間で、適切な質問によって証人の記憶を引き出す尋問を心掛けてはいるが、あまりうまく行われていない場合もあるようであり、検察官の尋問能力の向上こそが最大の課題であると考えている。

被告人質問についても、的確な質問を行う必要があるが、なかなか難しいところもあり、その能力の向上も課題であると考えている。

(小野委員)

これまで、証人尋問や被告人質問は、調書に残し書面化するために行っていた面もあったが、裁判員裁判では、法廷で供述を理解してもらえるような尋問等を行わなければならない。情状証人であっても、漫然と網羅的に尋問するのではなく、一定の時間内で本当に必要なことを証言してもらえるよう尋問を工夫する必要がある。

(酒巻委員)

裁判員からされた尋問等が報道で大きく取り上げられており、裁判員にとっては、尋問等が裁判に参加したとの満足感を得られる一つの機会になっている点は十分理解できるところである。もっとも、刑事裁判において、証人尋問や被告人質問は、正確な事実認定を行うための手段であり、特に裁判体からの尋問等は、当事者による尋問等を踏まえて、あくまでも補充的に事実を確認するために行われるものにすぎない。このような刑事訴訟法における本来の趣旨と異なり、あたかも裁判体から積極的に尋問等を行うのが原則であり、それが刑事裁判であるかのような誤ったイメージが広がっていないか、危惧している。

(内田委員)

裁判員には、あらかじめ、そのような刑事裁判のルールが伝えられているのか。

(三好オブザーバー)

裁判員には、裁判官が折に触れてルールを説明している。もっとも、積極的に尋問等を希望する裁判員を止めることまではしていない。

(今田委員)

当懇談会が始まった当初は、国民に裁判員裁判に積極的に参加してもらうことを主眼として議論してきたが、最近では、国民の参加意欲が高く、場合によっては、被告人質問において、裁判員から過剰とも思われる説諭や過度に温情ある言葉が述べられている印象がある。そろそろ、法の趣旨も踏まえて、裁判員制度には何が期待されているのか、非法律家の関与はどうあるべきかについて、非法律家にも分かるような形で検討すべきではないか。

(椎橋座長)

裁判員を萎縮させてはいけないが、裁判員からの尋問等が、刑事訴訟法の予定する本来の尋問等の在り方から大きく外れるようであれば、裁判長の訴訟指揮により適切に制限しなければならないだろう。本来の尋問等の趣旨に

従った運用を，徐々に定着させていくのが望ましいと思われる。

(内田委員)

本日の議論を通じて，従来の刑事裁判では書面が中心的な役割を果たしてきたが，裁判員裁判では，簡潔で分かりやすい口頭の議論が中心になっているという実情がよく理解できた。しかし，このような口頭での議論は，日本人にとっては難しい課題のようにも思われる。

このほか，裁判員に対しては，法の趣旨を踏まえて，期待される役割を，事前に分かりやすく伝える配慮が必要であろう。なお，被告人が犯罪事実を認めている場合であっても，裁判員は，有罪を更に固める方向で尋問等をしなければならないとの意識を持ちがちなのかもしれないので，このような意識を取り除く工夫も必要かと思われる。

【期日指定について】

(龍岡委員)

現在のところ，比較的余裕をもった期日指定がされている印象である。今後とも，事案に応じて，例えば開廷日の合間に土日を挟むなどの工夫を試みる必要があると思われる。

(植村刑事局長)

今後事例が集積した段階で，期日指定に関する工夫例を御報告したい。

5 今後の予定について

次回の懇談会は，次の日時に開催することとされた。

第7回 平成22年5月25日(火)午前10時から

(以上)